

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、別紙記載の各保護変更決定通知書により行った法25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分は違法又は不当なものであり、取り消すべきであると主張する。

本件は法認定のその他控除を拒否し、既支給額有の決定を廃棄し、架空収入・架空扶助決定額を捏造して、違法な保護費を支給している。（保護変更決定通知書にある）既支給額有の決定の廃棄は、追給額又は返還額は2倍となり、既支給額有の金額は実際に支払う「支給額」と「あなたにかわって支払う扶助額」の差ではない。平成29年6月27日及び同年8月3日の保護決定通知書のコンピュータ使用詐欺罪は証明された。

結論として、各保護変更決定通知書の修正及び同年7月1日保護費支給額の監査（同年12月27日までの全保護費）を求める。

処分庁は、収入額を（見込収入額として）前月收入額を類し、稼働

収入の認定を削除し、同認定における翌月以降を悪用し、処分の決定をした。

令和3年6月より収入申告は行わない、保護費は基準額を支給する、代わりに弁済供託をする。弁済供託は同年6月24日、8月27日、9月29日、10月29日に行い、条件である保護費支給日までには納付し、債務はない。供託金受領と同時に被供託者は供託金の所有権及び払戻請求権を得る。

弁済供託への対応は「本件処分」審査に於ける2大論点であり、その他控除を活用するか否かが「本件処分」審査の一方の本質であり本件各処分の審査を適正とする。

よって、処分庁は不当又は違法な保護変更決定を取り消し、正当な保護変更決定に基づく保護費支給額を決定すべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求にはいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 1月 27日	諮問
令和 5年 2月 27日	審議（第75回第2部会）
令和 5年 3月 24日	審議（第76回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法４条１項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法８条１項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

また、地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１０によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第８によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。

## (2) 職権による保護の変更

法２５条２項及び同項が準用する法２４条４項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

## (3) 収入申告義務について

法６１条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

（昭和38年4月1日付厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第8の55（答）によれば、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12か月ごとに行わせることとし、なお、被保護者が常用雇用されている等、各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3か月ごとで差しつかえないとされている。

(4) 収入認定について

次官通知第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に指定できるときはその額により、そうでないときは前3か月間程度における収入額を標準として定めた額により、数か月又はそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。そして、同・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(5) 冬季加算について

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによれば、〇〇区を含む東京都の冬季加算地区区分はVI区にあたる。そして、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類によれば、〇〇区を含む東京都区内（VI区）における冬季加算は、1人世帯においては、11月から翌年3月に限り月額2,630円を計上することとされて

いる。

(6) 期末一時扶助について

保護基準によれば、期末一時扶助費は、12月の基準生活費の算定に当たって計上することとされ、〇〇区が該当する1級地―1の区分の1人世帯では、14,160円を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）

(7) 遡及変更について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-2の（答）は、収入の減少が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により増額変更し、追給する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとしている。

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準であり、課長通知は、地方自治法245条の4第1項に基づく技術的助言である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(8) 供託について

民法494条1項は、供託について、弁済者は、弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき（1号）及び、債権者が弁済を受領することができないとき（2号）には、債権者のために弁済の目的物を供託することができるとし、この場合、弁済者が供託をした時に、その債権は消滅するとしている。そして、同条2項は、弁済者が債権者を確知することができないときも、弁済者に過失がないときは1項と同様とするとしている。

2 これを本件各処分についてみると、処分庁は、令和3年10月18

日、本件処分1により、請求人から同年9月分の収入申告書の提出がなかったため、同年8月分の収入申告書（給与明細の写し）に基づき請求人の同年9月分の収入充当額を同月1日付けで68,406円と認定し、同月分の生活保護費を75,974円と決定し、同月分の支給済生活保護費79,416円との差額3,442円を返還額としたこと、本件処分2により、同年9月分の収入申告書の提出がなかったため、同年8月分の収入申告書（給与明細の写し）をもって請求人の同年10月分の収入充当額を同月1日付けで68,406円と認定し、同月分の生活保護費を78,224円と決定し、支給済生活保護費81,666円との差額3,442円を返還額としたこと、本件処分3により、同年9月分の収入申告書の提出がなかったため、同年8月分の収入申告書（給与明細の写し）をもって請求人の同年11月分の収入充当額を同月1日付けで68,406円と認定し、冬季加算2,630円を加算した同月分の生活保護費を78,604円と決定し、住宅扶助費の月額を69,750円から67,500円に変更したことが認められる。

令和3年10月29日、処分庁は本件処分4により、請求人の期末一時扶助の支給額を14,160円とした。

そして、令和3年11月17日、本件処分5により、同年9月分の収入申告書の提出がなかったため、同年8月分の収入申告書（給与明細の写し）をもって請求人の同年12月分の収入額を同月1日付けで68,406円と認定し、住宅扶助費を月額67,500円から69,750円、期末一時扶助額14,160円を加算した95,014円を同月分の保護費と決定し、処分庁は請求人に支給したことが認められる。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたものということができ、また、各保護費の算定について、違算はないことから、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、処分庁が行った本件各処分により、請求人に送付された各保護変更決定通知書について、その他控除を拒否し、既支給額有の決定を廃棄し、架空収入・架空扶助決定額を捏造して、違法な保護費を支給していること、令和3年6月より収入申告は行わず、保護費は基準額を支給すべきであり、請求人が代わりに毎月の収入額について〇〇法務局に供託するなどを理由に、本件各処分はいずれも誤りである旨等を主張する。

しかしながら、本件各処分の収入額が適正に認定されていることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

また、請求人が毎月の収入額を供託したとしても、その収入は請求人が得たものである以上、収入認定されるべきものである。

そして、これらの供託は、本件各処分の適法性・妥当性とは何ら関係がない。

したがって、請求人の主張は認められない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)